

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ) 申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(平成29年1月受付分)

【金銭】

<福祉推進のために>

○及川 武様 (花月町 177回)	5,000円	○アイリス会様 (美山町)	3,000円
○さいはてのふだん記様 (北進町)	10,000円	○匿名様 (端野町)	573,911円

<故人が生前お世話になったため>

○鹿毛 静枝様 (端野町)	30,000円	○山本 ミチエ様 (高栄東町)	50,000円
○西田 竹美様 (端野町)	30,000円	○嶋本 廣江様 (留辺薬町)	10,000円
○福田 タケ子様 (端野町)	10,000円	○工藤 良行様 (留辺薬町)	20,000円